

板橋区長期基本計画審議会次第

第9回審議会

平成17年3月15日(火)

午後2時30分～4時30分

板橋区役所第一委員会室

第9回審議会

- 1 中間答申(案)の検討について
 - 2 中間答申(基本構想)について
 - 3 その他
 - 4 閉会
-

配付資料

【資料1】中間答申(案) <事前配付>

【資料2】平成17年度スケジュール(案) <当日配付>

板橋区基本構想
中間答申（案）

平成 17 年 3 月 15 日

板橋区長期基本計画審議会

中間答申にあたって

21世紀に入り、国と地方との関係を見直す論議が活発に行われ、地方自治体の役割は一層重要になってきています。

豊かな分権型社会の創造に向けて、これからの地方自治体は、なお一層の自主性と自立性を発揮し、住民に身近な行政を総合的に実施する役割を、住民や企業など諸団体の協力と参加のもとに担っていかなければなりません。

このような地方自治の転換期と時を同じくし、板橋区の新たな基本構想の策定に向けて、当審議会は昨年7月に石塚輝雄板橋区長から、「区の基本構想と基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について諮問を受け、これまで9回の審議会を開催してまいりました。

これまでの審議の中では、子どもをめぐる世相から、いのちの尊さと子どもを産み育てることへの社会的支援の重要性、また、女性の平等参画や、区の人口の約7パーセントを占める団塊の世代が今後高齢期に達し、経験や技術を生かしながら住民自治の担い手として活躍することへの期待など、多くの貴重な意見が出されています。

そして、地域社会を取り巻く生活上の様々な問題に対して、区民と行政が役割を担い合い、協働により解決していくことがますます必要との方向が示されています。

このたびの基本構想策定にあたっては、区民の方々によるワークショップから、広範囲にわたって区民提案をいただいております。当審議会においても、この区民提案を尊重して審議を進めてまいりましたが、より広く区民のみなさまとともに考えていくために中間答申をまとめました。

当審議会では、この中間答申に対して区民のみなさまからご意見をいただき、参考としながら、最終答申に向けて審議を重ねてまいります。

平成 17 年 3 月 15 日

板橋区長期基本計画審議会

会長 和田 守

基本構想中間答申の構成

基本理念

基本構想の根底を貫く考え方であり、構想実現に取り組むすべての人々が常に念頭に置くべき基本的な考え方

- (1) いのちと個性の尊重
- (2) まちづくりへの参画
- (3) 未来への責任

将来像

概ね 20 年後の望ましい将来像

いきいき暮らす緑と文化のまち “板橋”



基本目標

将来像の実現に向けた基本となる目標

のびやかに
生きがいをもって
暮らすまち

一人ひとりの
充実した暮らしの目標

こころ豊かな
ふれあいと
活力のあるまち

人々の交流と活力ある
産業に支えられた地域
社会の目標

安全で安心な
うるおいの
あるまち

安全で、将来にわたって
暮らしやすい都市環境
の目標

構想実現のために

基本構想を実現するための方策
区民と行政との協働関係の形成
新しい時代に対応した行政経営の確立
自治権の拡充

目 次

1	基本構想策定の背景	1
2	基本理念	2
3	将来像	3
4	基本目標と施策の方向	4
5	構想実現のために	11
	参考資料	12
	板橋区の参考データ	
	板橋区長期基本計画審議会委員名簿	
	審議経過・今後の審議スケジュール	

1 基本構想策定の背景

平成 7 年に策定した現基本構想は、将来像を前基本構想から引き継ぎ、「活力ある緑と文化のまち“板橋”」と掲げています。

この間、進行する少子高齢化に対して、子育て支援事業や介護保険制度に関連する施設整備、健康づくりなどを推進するとともに、阪神淡路大震災を教訓とした防災拠点の整備、ごみの抑制、リサイクルの取り組みなど、「いたばし 2005 計画」を着実に進めてきました。

区の人口は今後の 10 年間は、現在の 52 万人から 53 万人規模で推移し、その後は徐々に人口減少の傾向に入ると予測され、高齢化が加速します。

そのため、高齢者が元気で社会参加する環境づくりや、次代を担う子どもの育成、男女平等参画社会の実現が区の大きな課題となります。加えて、昭和 30 年代以降の急速な都市化に合わせて整備してきた都市施設の再生とともに、密集市街地の整備、都市型災害に対する備え、緑地の保全、地球規模で深刻化する環境問題、情報化、国際化への取り組みなどを一層推進していく必要があります。

また、長期にわたる経済の低迷は、区内産業にも影響を与え、工場の跡地が大規模な集合住宅や商業施設へと変わりつつある中で、これからは持続的な経済発展を支える区内産業の育成、支援も急務の課題となっています。

さらに、社会保障や雇用など生活に大きくかわる制度改革への対応とともに、中高年の雇用問題、若年層の未就労者の増加や多発する犯罪についても、対策が求められています。

現在国は、豊かな地域社会の形成に向け、地域性・多様性を重視する地方分権の政策を進めており、区政も大きな転換期を迎えています。限られた財政の中で多様化・個別化する区民要望に応えるためには、従来どおりの行政主体のサービス提供では限界があります。このため個人・事業者・団体などが担い手となり、質の高いサービスの提供をめざす「新しい公共」の実現が時代的な要請となっており、それぞれの立場から行政と協力して地域課題に取り組む「協働」の仕組みが必要となっています。

すでに区内の様々な団体が、区政の各分野に参画し、協働によるまちづくりが進められています。こうした活動をさらに発展させ、区民と区がともに役割を担い合い、未来につなぐ板橋区の持続的発展をめざし、長期的展望に立った基本構想をここに策定するものです。

「新しい公共」:「公共」は行政によってのみ担われるものである、という考え方ではなく、行政と市民社会の諸主体が役割分担を改めて見直しながら協働して支えるという考え方。

2 基本理念

【策定の視点】

現基本構想の基本理念は、「人間性を尊重する」「地域からの発想を重視する」「共生の視点を大切にする」の三つを掲げています。この理念を継承し、「いのちの尊厳」「区民参画の推進」「地球環境と生活環境を改善する責任」という視点を加えて整理しました。

また、男女がともに参画し、家族や社会のために自分の力が発揮できる社会の実現に取り組むという考え方も基調としています。

この基本理念は、基本構想の根底を貫く考え方であり、「平和を願い、郷土板橋を愛し、住みよいまちと豊かなあすを築く道しるべ」として定めた板橋区民憲章の精神に則り、基本構想の実現に取り組むすべての人々が常に念頭におくものです。

(1) いのちと個性の尊重

いのちを尊び、だれもが平等で個性ある人間として互いに尊重する。また、自由かつ健康で安全・安心な生活を営み、幸福を追求する権利は、将来にわたって保障されなければならない。

(2) まちづくりへの参画

区民一人ひとりや地域社会を構成する様々な団体が、地域の問題の解決にあたって自ら積極的にかかわり、それぞれが対等の立場から役割を担い、区と協働してまちづくりを進める。

(3) 未来への責任

豊かで健康な暮らしは、自然からの恵みによって成り立っていることを自覚し、まちづくりを地球的視野に立って考えるとともに、暮らしの仕組みや文化を含め、よりよい生活環境を創造して次代に引き継いでいく。

3 将来像

【策定の視点】

現基本構想の将来像である「活力ある緑と文化のまち“板橋”」は、区民に親しまれ、対外的にも区のイメージを伝える表現として定着していると考えられます。

今回の策定においては、自然の大切さや豊かな文化を未来へ伝えていくため、現行の趣旨を継承しつつ、新たな基本構想で掲げる、区民主体のまちづくりの視点を、より明確にしていきます。そのため、現行の「活力ある」を「いきいき暮らす」と改め、「いのち」の躍動と、産業や区民の地域活動が生活を中心に活気に満ち、教育、福祉が充実している状態を表すこととしました。

また、基本構想ワークショップの区民提案にある将来像でも、生活者の視点から「快適・安心な暮らし」「自立と交流」という表現が使われており、その趣旨に沿うものと考えます。

基本構想では、概ね20年後を想定して区の将来像を定めます。

地域で人々が様々な活動に参画し、産業にも活気があふれ、新たな文化を創出しながら、よりよい生活環境が築かれている状態をめざします。

「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」

基本構想ワークショップ：この基本構想の策定にあたって、区の将来像やその実現に向けた課題について、平成15年12月から10か月にわたり検討を行った公募区民による会議体。

4 基本目標と施策の方向

【策定の視点】

区民生活に立脚し、まちの状態を表す三つの視点から基本目標を構成しました。

基本目標 は、一人ひとりの充実した暮らしの目標

基本目標 は、人々の交流と活力ある産業に支えられた地域社会の目標

基本目標 は、安全で将来にわたって暮らしやすい都市環境の目標

将来像の実現に向けて、次の三つの基本目標を掲げ、施策の方向を示します。

のびやかに生きがいをもって暮らすまち

こころ豊かなふれあいと活力のあるまち

安全で安心なうるおいのあるまち

基本目標 : のびやかに生きがいをもって暮らすまち

安心して子どもを産み育て、すべての人が住み慣れた地域において、心身ともに健康で、生きがいをもって生活できるまちをめざします。また、高齢者や障害者(児)などが、尊厳を保ち自立した生活を送ることができるまちをめざします。

-1 安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることの社会的意義を認識し、地域全体で子どもの“いのち”を尊重する意識を醸成します。

父や母の子育てを支える体制・仕組みを構築し、子育て家庭への支援策を充実するとともに、子育てをしながら仕事を続けられる環境を整備します。

母子保健や小児医療体制の整備・充実とともに、食を通じて子どもの豊かな人間形成と家族関係づくりを進めます。

-2 次世代の生きる力をはぐくむまち

家庭・学校・地域の連携をさらに緊密にするとともに、家庭・地域の教育力を高め、自ら考え判断できる力とたくましく生きる力をもった創造性に富む子どもを育成します。

基礎学力の向上を図り、子どもたちの個性や地域の特色が生かせるきめ細かな学校教育に取り組むとともに、職業体験や地域の人材を活用した授業など、地域社会とともに歩む学校づくりを推進します。

障害のある児童・生徒への特別支援教育を推進するほか、学校の改築や大規模改修、子どもたちの安全確保など、教育環境の基盤整備を行います。

青少年の健全育成を図るため、ボランティアや地域活動への参画を促し、地域での居場所・活躍の場を整えるとともに、薬物や有害情報などへの正しい知識や判断力を養います。

-3 一人ひとりが健康づくりに取り組むまち

いつまでも心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、ライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進します。

健康増進への関心を高め、食生活や運動、休養など望ましい生活習慣を身に付けることを促進し、生活習慣病の予防を図ります。

中高年齢者の健康と生きがいの増進を図るとともに、身体機能や生活機能の低下を抑えるため、介護予防の対策を充実します。

保健・医療・福祉機関の連携強化とサービスの充実を図り、心と体の健康に対する安心を確保します。

-4 生涯を通じて心豊かに過ごせるまち

生涯学習に区民一人ひとりが意欲と生きがいをもって取り組めるよう、主体的に参加できる学習の機会を拡充します。

スポーツやレクリエーション活動を身近な地域で楽しめるよう、場の確保や整備、機会の拡充を図ります。

良質な住宅ストックの形成を促進し、だれもがゆとりを持って長く住み続けられるよう支援します。

-5 自立とふれあいにより社会参加ができるまち

子どもや高齢者、障害者(児)など、すべての人が安心して暮らせるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、質の高い福祉サービスを確保します。

寝たきりや認知症、加齢などによって介護を必要とする高齢者への、介護保険制度などによる公的サービスの提供体制を拡充するとともに、在宅生活を地域で支える体制を支援します。

高齢者や障害者(児)などが住み慣れた地域で自立した生活を営み、意欲的に社会参加できる環境をつくとともに、安定した生活を送ることができるよう支援します。

-6 すべての人が個性や能力を發揮して活躍するまち

男女が性別にかかわらずともに参画し、責任を担い、利益を享受する男女平等参画社会の実現に取り組み、男女平等への意識の醸成や女性の労働環境改善、DV被害者への支援などを図ります。

元気な高齢者や障害者をはじめとした働く意欲のある人々の就業支援を図るとともに、若年層の未就労者対策に取り組めます。

多様化・巧妙化する悪質商法などの被害に遭わないために、消費者の意識啓発を図るとともに、相談体制を充実します。

特別支援教育：これまでのように、障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う「特殊教育」ではなく、障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行うこと。

住宅ストック：空き家だけでなく、現存する利用可能なすべての住宅を指す。

ノーマライゼーション：高齢者や障害者などが、一般社会の中で障害のない人と同じように、普通の生活を送ることができる社会にしていくという考え方。

認知症：これまで一般的に使われてきた「痴呆症」に代わる呼称。

DV：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人などの身近な立場の男性（女性）から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。

基本目標 : ころ豊かなふれあいと活力のあるまち

区民の様々な活動をとおして、世代や文化の違いを超えた交流を深め、支えあいと協働による自立的な地域社会を形成します。また、板橋の特性を生かした産業の発展により、暮らしと産業の調和がとれた、活力あふれるまちをめざします。

-1 地域の課題を協働で解決するまち

地域交流や情報提供の充実を図るとともに、活動の場の確保を行うことにより、多様な人々の地域活動への参加を促進します。

地域住民をはじめ、町会・自治会、NPO など、多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。また、区、警察・消防などの関係機関や企業、商店街などとの連携・協力関係を強化し、地域課題の解決をめざします。

-2 産業が発展するまち

消費者の多様なニーズに対応できる、立地特性や個性を生かした、魅力ある商業・サービス業の振興を図ります。また、交流の場としてだれもが安心して楽しめる、活気にあふれた商店街づくりを進めます。

産業と生活環境の調和をめざすとともに、製造業においては、技能・技術の継承など「ものづくり」を継続できる環境の整備を行い、地域工業の振興を図ります。

経営相談、資金融資、情報提供など、中小企業の経営基盤の強化に向け、総合的な支援を行います。

区民農園や観光農園などの農地の活用や、地域内消費の仕組みづくりなど、地域との結びつきを重視した、都市にふさわしい農業を振興します。

-3 地域資源を生かした新たな産業を創造するまち

区内の人材や企業、大学などとの連携のもと、創業や企業の新分野進出を推進し、時代や社会ニーズに対応した新たな産業の創出を支援します。

地域で生活する様々な立場の人が、自ら取り組むコミュニティビジネスの展開を促進します。

板橋区の歴史や文化、水辺を中心とした自然、産業など、様々な地域の魅力を観光資源として生かし、積極的に発信することにより、多くの来訪者や自治体などとの交流を促進します。

-4 豊かな地域文化をはぐくむまち

歴史的・伝統的な文化資源の保存と継承に努め、区への愛着をはぐくむとともに、心豊かなやすらぎの生活空間を形成します。

芸術文化活動に接する機会の充実と、区民の自主的な活動の支援を図り、豊かな地域文化を創造していきます。

-5 異なる文化や価値観を尊重し合い交流するまち

地域における区民の国際交流、国際協力活動を支援するとともに、区と海外の自治体や団体との友好に努めます。

地域に住む外国の人々と、ともに暮らす環境をめざし、生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、地域コミュニティへの参加を促進します。

区民の平和に対する意識を高め、平和への取り組みを推進します。

NPO：Non-Profit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の略。継続的に社会貢献活動を行う非営利団体（ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人）のこと。

コミュニティビジネス：市民が介護、育児、環境保護などの地域の様々な課題をビジネスチャンスととらえ、ビジネスの手法で解決していくことであり、地域におけるコミュニティの再生と地域経済の活性化を同時に達成できる地域づくりの新しい手法。

基本目標 : 安全で安心なうるおいのあるまち

都市の安全性を高め、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進し、安心して住み続けられるまちをめざします。また、地球規模の環境問題に取り組み、身近な自然を大切に作る暮らしやすいまちの実現をめざします。

-1 安全・安心活動に取り組むまち

区民の主体的な防犯・防災活動を促進するとともに、高齢者など災害時に援護を必要とする人への支援体制を築きます。

区民の命と財産を守るため、情報伝達体系を構築し、区民や団体、事業者、自治体の連携のもとに、犯罪防止と災害時の初動態勢の確立に取り組めます。

災害・犯罪・新たな感染症の脅威などに対して、総合的な危機管理体制を確立します。

歩行者が安心して歩けるよう、自転車や自動車の安全運転と交通マナーの向上に取り組めます。

-2 災害に強く住み続けられるまち

建物の耐震性の向上や不燃化を進めるとともに、延焼遮断帯となる緑道の整備や道路の拡幅、河川沿線の環境整備、街区の整備等を行い、災害による被害を最小限に抑える都市をつくります。

市街地再開発事業などにより、駅周辺の既成市街地や木造住宅が密集する地域の防災性と住環境の向上を図ります。

-3 地域の個性を生かした美しいまち

都市の緑と水を保全し、魅力ある公園や緑地・水辺の整備を進め、うるおいのある都市をつくります。

市街地に緑を増やすため、街路など公共施設の緑化とともに、建物の壁面や屋上の緑化を推進します。

地域住民によるまちづくりへの参画を促進し、土地利用のルール化などを通じ、景観に配慮した良好な都市空間づくりを進めます。

-4 暮らしに便利な道路・交通網があるまち

国や都、鉄道・バス事業者と協力して道路・交通体系を整備し、交通の利便性を向上させます。

自転車と歩行者の分離などにより、歩行者の安全を優先する道路整備を進めます。

だれもが行きたい場所に円滑に移動できるよう、道路・駅・建物のバリアフリー化を進めます。

-5 環境を守り資源を大切に利用するまち

生活を環境の視点から見直し、ごみの減量に努めるとともに、資源やエネルギーを大切に使う意識を高め、資源循環型社会の実現に取り組みます。

地球温暖化をはじめとする深刻な環境問題に対し、区と区民、事業者が生活や生産活動の中で、環境を守り改善していくための仕組みをつくり、ともに行動していきます。

自動車公害や騒音、悪臭など、生活環境から発生する公害に対する取り組みを強化します。

バリアフリー：障害物のない状態を指す。もともとは、段差などの障害物を取り除いたり、手すりを取り付けたりするなど、高齢者・障害者などが暮らしやすいように工夫や配慮を施す意味で使われた。近年ではより広い意味としてとらえ、高齢者・障害者などが社会生活を営む上での物理的、制度的、社会的及び心理的な障壁をつくらないとともに取り除くことを指す場合にも使われる。

5 構想実現のために

(1) 区民と行政との協働関係の形成

施策の立案、実施、評価等の各段階において、多様な方法により区民参画の機会を拡充します。

行政手続の明確化と情報公開を積極的に進め、一層開かれた区政を推進します。

区民、町会・自治会、NPO、事業者などと区が、それぞれの特性と能力を発揮しながら、協働によるまちづくりを進めます。また、「新しい公共」を担う区民、NPOなどが、活発に活動できるよう、活動拠点の整備や支援の充実を図るなど、協働のしくみづくりに努めます。

(2) 新しい時代に対応した行政経営の確立

限られた財源の中、区民福祉の向上と区の持続的発展を確保するため、健全財政の基盤の確立に取り組み、簡素で効率的な行政経営をさらに推進します。

財政規模や、今後の人口減少・少子高齢社会に対応した、新たな基準に基づく施設配置と整備の方向を明らかにしていきます。

区民サービスの向上と事務の効率化をめざし、IT（情報通信技術）の活用による総合的な情報化施策を推進します。

行政サービスの質の向上と区民の区政参加を促進するため、分かりやすい行政評価制度の構築に努めます。

基本構想の実現に向け、基本計画・実施計画を策定します。基本計画では、区民と区がともに明確な目標を共有できるよう、まちづくりの目標と成果を示す指標及びその実現に向けた取り組み方針を定めます。また、区民参加により、計画の達成度も評価していきます。

(3) 自治権の拡充

地方分権の流れの中で、区は基礎的自治体として、区民の意向を反映した自治権の拡充と自主財源の確保に努めます。

効率的・効果的な施策を展開するため、国、都、関連自治体と相互に緊密な協力体制を築き、事業者や民間団体等との連携を強化します。

IT：Information Technology（インフォメーション・テクノロジー）の略。情報通信技術。インターネットなどのネットワークで相互に接続されたコンピュータやその他の機器で利用される情報処理技術のこと。

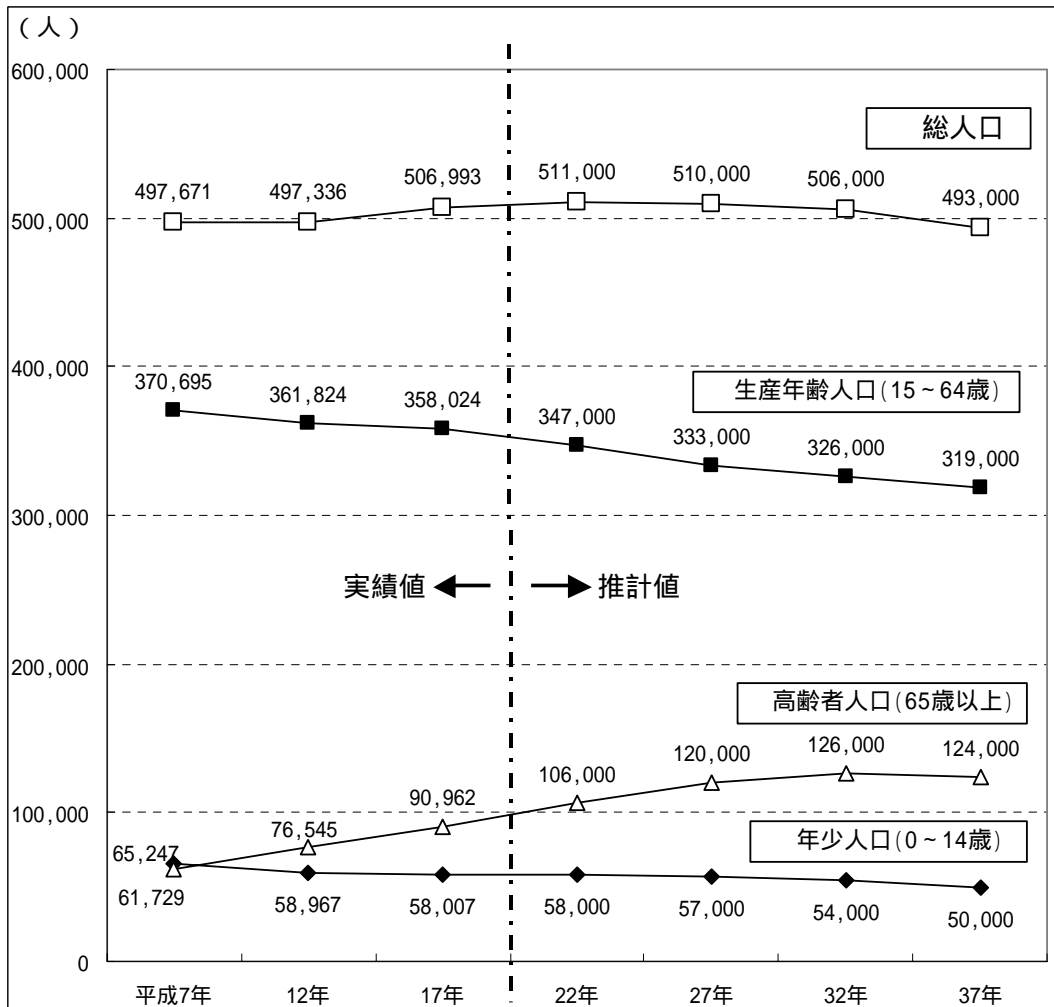
行政評価：施策や事務事業の目標・成果を数値など区民に分かりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証し、評価結果を区民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直しなどに反映させていくこと。

參考資料

＜板橋区の参考データ＞

人 口

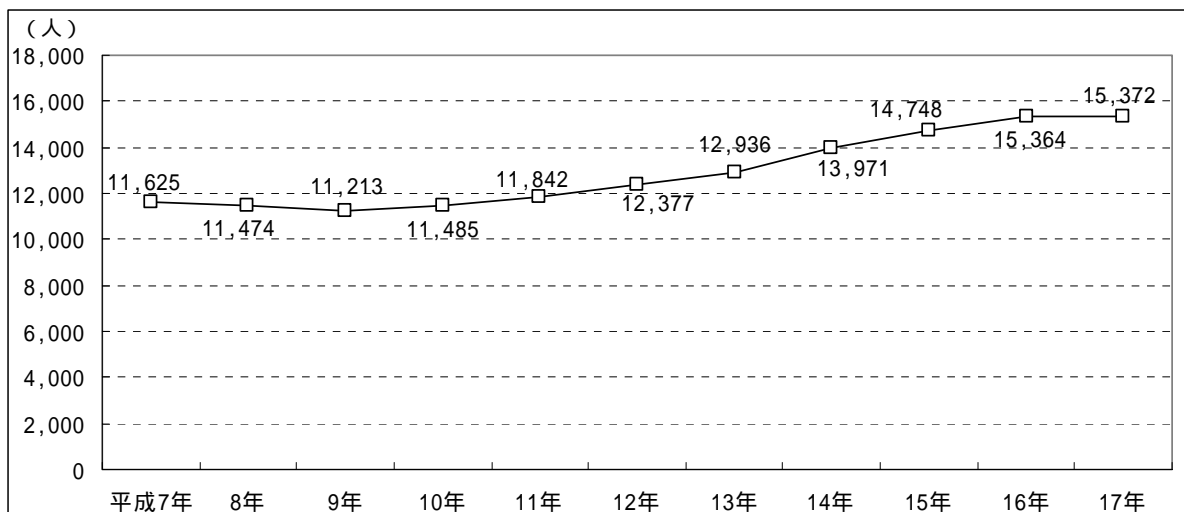
人口の推移と将来推計



(住民基本台帳より作成)

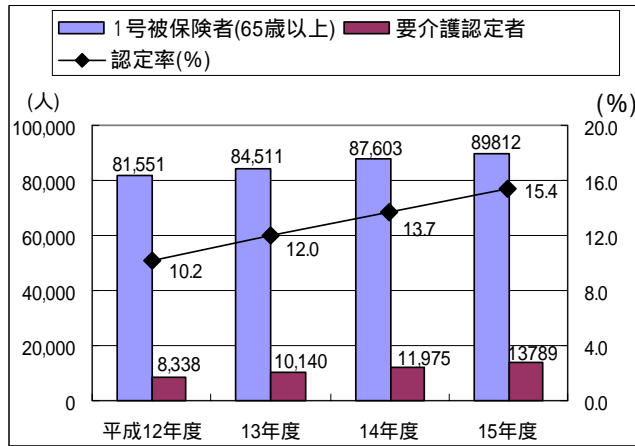
人口のデータに外国人は含まれていない。近年の外国人数は、以下のとおりとなっている

外国人登録者数の推移

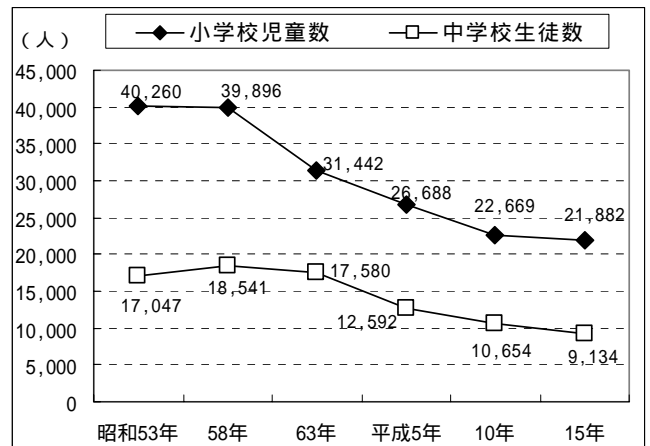


(外国人登録より作成)

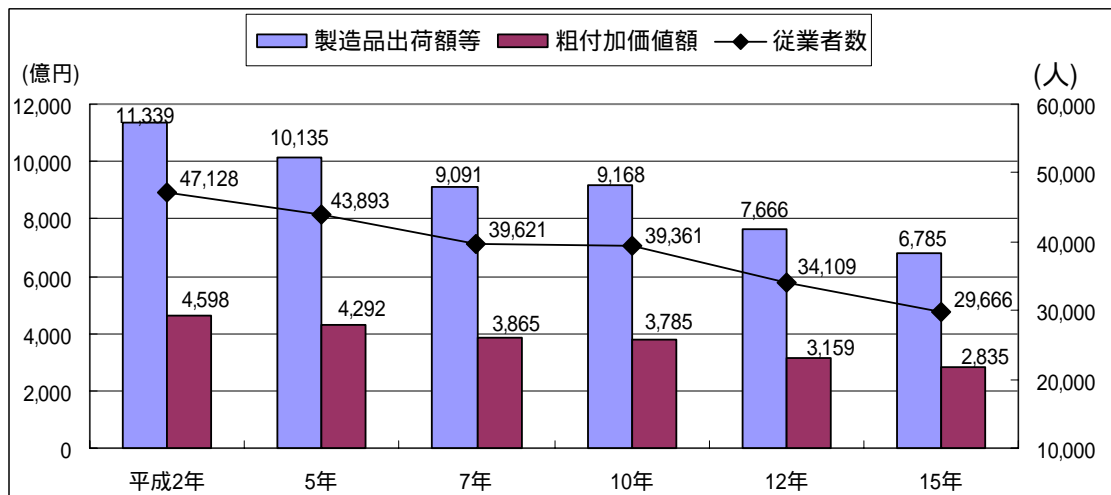
介護が必要な高齢者の割合の推移



区内小学校児童数・中学校生徒数の推移



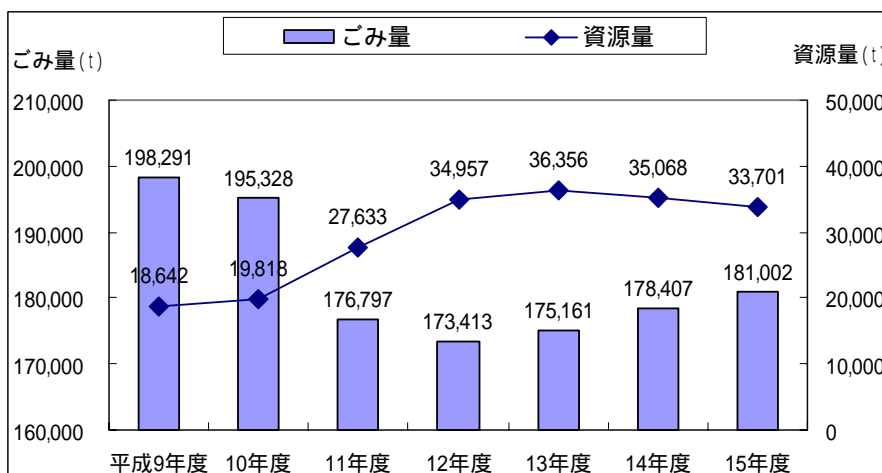
区内における工業に関する指標の推移



粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 内国消費税額 - 原材料使用額等

平成15年の数値は、速報版の数値となっている。また「粗付加価値額」は、「付加価値額」の数値を使用している。

ごみ収集量の推移



板橋区長期基本計画審議会 委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	和田 守	大東文化大学法学部教授
会長代理	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
委員	冷水 豊	上智大学文学部教授
委員	橋本 久義	政策研究大学院大学教授
委員	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授
委員	山下 泰子	文京学院大学経営学部教授
委員	渡部 茂	大東文化大学経済学部教授
委員	飯田 金広	板橋区体育協会会長
委員	大澤 清重	板橋区町会連合会会長
委員	大野 喜久雄	板橋区文化団体連合会会長
委員	大原 雅榮	元板橋第三小学校校長
委員	金子 照円	板橋区社会福祉協議会会長
委員	木村 繁夫	東京あおば農業協同組合代表理事組合長
委員	坂口 和子	NPO法人いたばし総合ボランティア市民活動センター監事
委員	杉田 尚史	板橋区医師会会長
委員	松田 清志	板橋区商店街連合会会長
委員	宮崎 昌治	連合板橋地区協議会議長
委員	深山 宏	板橋区建設業協会会長
委員	吉川 宏	板橋産業連合会副会長
委員	坂本 静枝	公募区民
委員	田崎百合繪	公募区民
委員	平岩 宏子	公募区民
委員	秦 源彦	板橋区議会議員
委員	稲永 壽廣	板橋区議会議員
委員	天野 久	板橋区議会議員
委員	郷野洋次郎	板橋区議会議員
委員	大田 伸一	板橋区議会議員
委員	すえよし不二夫	板橋区議会議員
委員	松島 道昌	板橋区議会議員
委員	小島 基之	板橋区助役
委員	細野 卓	板橋区収入役
委員	佐藤 廣	板橋区教育長

審議経過

回	月日	審議事項
第1回	平成16年 7月28日(水)	(委嘱状伝達式) ○諮問 ○板橋区の現況について
第2回	9月22日(水)	施策の現状と課題について 基本構想ワークショップからの提案 新たな基本構想の課題
第3回	10月29日(金)	○分野別課題の検討 (コミュニティ、防災・防犯、都市構造)
第4回	11月19日(金)	○分野別課題の検討 (健康、福祉)
第5回	12月13日(月)	○分野別課題の検討 (子どもの育成、教育、男女平等・文化・国際化)
第6回	平成17年 1月14日(金)	○分野別課題の検討 (産業・労働・消費生活、環境)
第7回	1月25日(火)	分野別課題のまとめ ○中間答申の構成について
第8回	2月9日(水)	○中間答申(案)の検討
第9回	3月15日(火)	○中間答申(案)について ○中間答申(基本構想)

今後の審議スケジュール

平成17年 4月	(パブリックコメント：中間答申に対する区民意見の募集)
5月～9月	基本構想(案)・基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案) について審議 最終答申

板橋区長期基本計画審議会
平成17年度 スケジュール(案)

170315

月日	回	審議事項
4月		(パブリックコメント制度による区民意見の聴取)
5月23日(月) 15:00 ~ 17:00	第10回	○中間答申に対する区民意見 ○基本構想(案)について ○基本計画に盛り込むべき施策について
7月11日(月) 15:00 ~ 17:00	第11回	○基本構想(案)について ○基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案)について
8月下旬 (未定)	第12回	○基本構想(案)について ○基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案)について
9月9日(金) 14:00 ~ 16:00	第13回	最終答申 (基本構想、基本計画に盛り込むべき施策のあり方)